



## (聴聞調書及び報告書の閲覧)

**第十三条** 法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名及び住所並びに閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後になつては行政庁に提出してこれを行うものとする。

**2** 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

**(弁明の機会の付与)**  
**第十四条** 第十一条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条中「法第二十一条第一項」とあるのは、「法第二十九条第一項」と、「陳述書」とあるのは、「弁明書」と読み替えるものとする。

**附 則** この省令は、法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

**附 則** （平成二年三月三十日厚生省・労働省令第一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** （平成二年二月二十五日厚生省・労働省令第一〇号） 抄

**（施行期日）** 第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則** （平成二年二月二八日厚生労働省令第一六七号） 抄

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。